

富山市学習支援講座事業実施事業者募集要項

1 趣旨

低所得のひとり親家庭等の子どもの学習習慣と基礎学力の定着を図り、貧困の連鎖を断ち切ることを目的として実施する学習支援講座事業の実施事業者を募集します。

2 応募資格要件

次の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 数学（算数）・英語・国語・理科・社会の5科目いずれかを指導することができる、法人格のある事業者。
- (2) 富山市の入札参加資格を有する事業者又はそれに準ずる事業者。

次のいずれかに該当する事業者は対象外とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- イ 富山市競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間中の者
- ウ 応募する日において、法人設立の日から1年未満の者
- エ 税を滞納している者
- オ 入札参加資格を取り消され、2年を経過しない者
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、並びに更生手続開始の決定を受けた者又は再生手続開始の決定を受けた者にあつては、再度の入札参加資格の認定を受けていない者

3 事業内容

(1) 対象者

本事業の対象者は富山市在住で次の要件を全て満たす小学生及び中学生（以下「対象児童」という。）とする。

- ア 児童扶養手当受給世帯、富山市ひとり親家庭等医療費助成受給世帯又は生活保護世帯の児童であること。なお、年度途中に児童扶養手当全部支給停止、富山市ひとり親家庭等医療費助成受給資格非該当又は生活保護廃止となった世帯の児童は、当該年度末までは、継続して対象児童とすることができる。
- イ 学習塾、家庭教師、通信教育等を利用していないこと。（本市で実施している学習支援事業を除く。）

(2) 学習支援講座の実施内容（事業者の役割）

ア 受講申込の受付と受講者の決定

学習支援講座の受講者募集に関するリーフレットを作成する。受講を希望する保護者等から申込を受付し、学習支援講座受講決定の可否について保護者等へ通知する。なお、申込が多数の場合は、抽選により受講者を決定する。（受講者募集リーフレットの配付、受講要件の審査は富山市が行う。）

イ 学習支援

(ア)対象児童に対し、学習習慣と基礎学力の定着を目的とした学習支援を行う。数学（算数）・英語・国語・理科・社会の5科目いずれかについて1月に2回以上実施する。1回あたりの指導時間は45分～120分を目安とする。

(イ)実施場所は富山市内で事業者が確保するものとする。

(ウ)必要な教材等は事業者が負担するものとし、原則として保護者等に対して負担は求めないものとする。

ウ 報告

開講前に受講者を富山市に報告する。また、毎月の学習支援講座の実施状況と受講者の出欠状況を翌月の15日までに報告する。

エ 事業実施に係るアンケート調査への協力

富山市が対象児童及びその保護者を対象にアンケート調査を実施する場合、アンケートの配付や回収に協力する。

4 事業期間

協定書締結日から令和9年3月31日まで

※学習支援は遅くとも令和8年8月から開始

5 費用負担

本事業は社会貢献活動として応募事業者が無償で実施するものであり、**富山市からの事業費の支払いはありません。**また、会場設備費や教材費などの経費は事業者にて負担してください。

6 基本要件

(1) 協定の締結について

提出された応募書類の審査を行い、「2 応募資格要件」に定める資格をすべて満たしている事業者について、本事業の実施にあたり、富山市と協定書を締結するものとする。

(2) 責務

事業者は、本事業の実施に当たって、富山市と相互理解による高い信頼関係と協力関係を構築するとともに、活動を継続的に実施することができるよう、その体制の確立に努めるものとする。

(3) 営利目的の活動の禁止

事業者は、本事業において営利を目的とした活動を行わないものとする。

(4) プライバシーの保護

事業者は、他の受講者やその保護者等から本事業の受講者と特定されないことがないように、学習支援講座の実施にあたっては受講者の人権を尊重し、プライバシーへ最大限の配慮を行うよう努めなければならない。

(5) 守秘義務

事業者は本事業を通じて知り得た情報については、本事業期間中及び期間終了後を問わず、第三者に開示又は漏洩してはならない。

(6) 個人情報の保護

事業者は、本事業に基づき取り扱う個人情報及び知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令及び富山市個人情報保護条例（平成17年富山市条例第31号）に従い、適正に管理しなければならない。

(7) 保険加入

事業者は、学習支援参加時や往復時において、偶然に発生した予知されない出来事による事故で、受講者が死亡又は損害を負った場合に補償するための傷害保険に加入しなければならない。

7 応募について

(1) 応募方法

応募は郵送又は持参によるものとし、次の提出先に必要書類を提出してください。

(提出先)

富山市こども福祉課こども福祉係

〒930-8510 富山市新桜町7番38号

電話：076-443-2055 FAX：076-443-2169

(2) 受付期間

令和8年3月23日（月）から令和8年4月10日（金）まで【必着】

(3) 提出書類

ア 応募申込書

イ 法人設立から1年以上経過していることが確認できる書類

(例 履歴事項全部証明書(写し可))

ウ 税の滞納がないことを確認できる書類

(例 納税証明書 (写し可))

エ その他、応募資格要件を満たすことを確認できる書類

※履歴事項全部証明書、納税証明書は、提出日前3か月以内に発行されたものに限ります。

※提出書類エについては、必要に応じて提出を求める場合があります。

8 問い合わせ先

富山市こども福祉課こども福祉係

〒930-8510 富山市新桜町7番38号

電話：076-443-2055 FAX：076-443-2169

地方自治法施行令 (抄)

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十七号) 第三十二条第一項各号に掲げる者

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (抄)

(国及び地方公共団体の責務)

第三十二条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

- 一 指定暴力団員
- 二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者 (婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- 三 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの
- 四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者 (前号に該当するものを除く。)